

学校感染症の対応について（お願い）

インフルエンザなどの「学校感染症」にかかった場合、集団感染の恐れがあるため、学校保健安全法に基づき出席停止の措置をとらせていただきます。

つきましては、下記のとおりご協力くださいますようお願いいたします。なお、学校感染症について別紙に種類と症状等を記載しておりますので、併せてご確認ください。

記

1 学校感染症の診断を受けた時

- (1) 主治医から診断名と出席停止期間等を確認し、学校へ連絡してください。
- (2) 療養中は主治医の指示に従って安静にお過ごしください。

2 出席停止が解除されて登校する時

- (1) 「学校感染症に関する出席停止の解除について」(別紙)を保護者が記入し、お薬の説明書のコピーを添付の上、登校時にクラス担任に提出してください。

3 その他

- (1) 医師に「学校感染症に関する出席停止の解除について」を記入していただくと診断書扱いになり、料金が発生する可能性がありますのでご注意ください。
また、治癒したかどうかの確認の目的で医療機関を受診する必要はありません。
- (2) 第一種の学校感染症と、第二種の学校感染症の麻疹・風疹・結核の3種類の感染症に関しては、診断された場合は医師の証明が必要になることがあるため、学校に連絡し、ご相談ください。
- (3) 「学校感染症に関する出席停止の解除について」の様式は学校のホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。